

平成 22 年 11 月 25 日

日本学術会議会長殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が、科学に関する重要事項、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の通り課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 金澤一郎（会長）
2. 委員会名 研究にかかわる「評価システム」の在り方検討委員会
3. 設置期間 平成 22 年 11 月 25 日（幹事会承認日）から平成 23 年 9 月 30 日

4. 課題の内容

（１）課題の概要

科学・技術立国を目指す我が国において、科学・技術の推進に関わる「評価」が本格的に重視され始めたのは、千年紀を目前にしたミレニアム・プロジェクトの立ち上げの頃、つまりここ 10 年ほど前のことである。無論それまでも、当然ながら研究計画や研究成果に対する評価、大学に対する一般的な評価などは行われており、それなりに作動してきた。それに対して、本格的に「評価」の必要性が声高に叫ばれ始めたのは、恐らく経済的に下降線をたどり始めたことと関連して、大学等で行われる研究を含めて税金を使う全ての事業に関連する人たちには、納税者たる国民にその成果を説明する義務がある、という「容易には反論し難い」社会的流れが大きくなってきたことによると推測される。実際、大学評価・学位授与機構が平成 12 年に発足し、国立大学や大学共同利用機関の法人化に伴って、評価項目が細かく定められたのは数年前のことである。さらにここ数年は、トップダウンのいわゆるプロジェクト研究が増えており、それに伴って、評価は「自己増殖的」に厳しさを増していると言って良い状態である。このような「評価」の自己増殖は、今や研究者個人にも及ぶに至っており、評価する側も評価される側の双方において、評価のために膨大な時間とエネルギーが費やされる事態が生じている。このことは、研究者の研究時間の不足、担当事務官の著しい労力消費を招くばかりでなく、あまりの煩雑さのために、評価の形骸化や評価作業に携わる者の徒労感を増大させている可能性もある。

（２）審議の必要性と達成すべき結果

こうした現状を、日本学術会議では看過することはできない課題と考え、平成 20 年 2 月 26 日付けで「我が国における研究評価の現状とその在り方について」と題する対外報告を発信したところである。しかし、その報告はあくまでも研究評価に絞って検討し、第三者評価の必要性について

述べたものである。そこで、本課題別委員会では、以下の四点について評価システムの見直しの観点から検討を行う。

- ①研究課題の事前・中間・事後評価の在り方
- ②研究者個人の研究業績の評価の在り方
- ③大学及び大学共同利用機関の評価の在り方
- ④研究開発独立行政法人（あるいは国立研究機関）等の評価の在り方

なお、これらの諸点についての検討に際して、各省庁や大学・機関等が把握している資料から「現状」を把握し、そのようなデータに基づいて行った日本学術会議会員・連携会員への意見聴取により具体的提案を取りまとめることとする。すなわち「データに基づいた具体的提案」を日本学術会議からの「要望」として発出することを目指すものとする。

（３）日本学術会議が過去行った関連する報告等の有無

「評価」に関する日本学術会議からの報告書には、最近では以下のものがある。

- １）第５部報告「大学（工学部門）の研究業績の評価について」平成 17 年 3 月
- ２）第 1 部報告「人文・社会系の分野における研究業績評価のあり方について」平成 17 年 4 月

（４）政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

未整理。

（５）各府省等からの審議要請の有無

無し。

５．審議の進め方

（１）課題検討への主体的参加者

本件設置提案が了承された後に、会長から各部に対して委員の推薦を依頼する。

（２）必要な専門分野及び構成委員数

すべての専門分野。

各部会員 2～3 名程度に加え連携会員並びに特任連携会員、計 20 名以内

（３）中間目標を含む完了に至るスケジュール

日本の研究評価を取巻く深刻な問題状況に鑑み、平成 23 年 9 月の設置期限にかかわらず、できるだけ早期に報告書を取りまとめることを目指す。

６．その他課題に関する参考情報

ここでの「評価システム」とは、評価理念、評価目的、評価項目、評価者、非評価者及び組織、評価報告書、評価の利用法、などを一体的に表現したものである。